

改正 平成二一年一月二七日規則第九一号 平成二五年 二月 五日規則第一〇号

千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例（平成十九年千葉県条例第七十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（不当な取引行為）

第二条 条例第二十条第一項に規定する規則で定める不当な取引行為は、別表のとおりとする。

（訴訟援助の要件）

第三条 条例第二十八条第三号の規則で定める額は、百万円とする。

2 条例第二十八条第四号の規則で定める要件は、県内に住所を有している者が、事業者に対して提起する訴訟又は事業者から提起された訴訟であることとする。

（貸付金に係る利息）

第四条 条例第二十八条の規定による訴訟に要する費用に係る貸付金（以下「貸付金」という。）は、無利息とする。

（貸付けの申請）

第五条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、消費者訴訟費用貸付申請書（別記第一号様式）に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 次条の規定により貸付金の貸付けの決定を受けた者で、特別の事情により追加して貸付金の貸付けを受けようとする者は、消費者訴訟費用追加貸付申請書（別記第二号様式）に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成二五年規則一〇号〕

（貸付けの決定）

第六条 知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、当該貸付金の貸付けの可否及び貸し付ける場合における貸付金の額を決定し、これらを当該申請者に通知するものとする。

（貸付けの条件）

第七条 知事は、前条の規定により貸付金の貸付けを決定する場合には、貸付金の貸付けに関し、必要な条件を付すことができる。

（貸付金の交付）

第八条 第六条の規定により貸付金の貸付けの決定を受けた者は、消費者訴訟費用交付請求書（別記第三号様式）、消費者訴訟費用借用書（別記第四号様式）及び当該訴訟に係る訴え又は申立ての書類の写しを知事に提出して貸付金の交付を受けるものとする。

（貸付決定の取消し等）

第九条 知事は、第六条の規定により貸付金の貸付けの決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対する貸付金の貸付けの決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 正当な理由なく、第六条の規定による貸付金の貸付決定の通知を受けた日から起算して三月以内に当該訴訟の提起がなされないとき。
- 二 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- 三 虚偽その他不正の手段により貸付金の貸付けを受けたとき。
- 四 県内に住所を有しないこととなったとき。
- 五 第七条に規定する貸付けの条件に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により貸付金の貸付けの決定を取り消したときは、当該取消しに係る貸付金を交付せず、又は期限を定めて当該取消しに係る貸付金の額を返還させるものとする。

（返還の期日）

第十条 条例第二十九条第一項本文の規則で定める日は、当該訴訟が終了した日から起算して九十日

を経過した日とする。

(返還の猶予)

第十一条 条例第二十九条第一項ただし書の規定により貸付金の返還の猶予を受けようとする者は、消費者訴訟費用返還猶予申請書(別記第五号様式)に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、貸付金の返還の猶予の可否並びに猶予する場合における猶予の期間及び猶予に係る貸付金の額を決定し、これらを当該申請者に通知するものとする。

(返還の免除)

第十二条 知事は、第八条の規定により貸付金の交付を受けた者(以下「借受者」という。)が死亡し、当該訴訟を承継する者がいないときその他知事が特に必要があると認めるときは、貸付金の全部又は一部の返還を免除するものとする。

2 知事は、前項の貸付金の返還の免除をしようとするときは、必要に応じ、審議会の意見を聴くものとする。

(返還免除の申請)

第十三条 条例第二十九条第二項の規定により貸付金の返還の免除を受けようとする者は、消費者訴訟費用返還免除申請書(別記第六号様式)に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、貸付金の返還の免除の可否及び返還を免除する額を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(延滞利息)

第十四条 知事は、借受者が正当な理由なく貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十・七五パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

(届出)

第十五条 借受者は、貸付金の返還が完了するまでの間に次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 借受者又は訴訟代理人の住所又は氏名に変更があったとき。
- 二 訴訟代理人に変更があったとき。
- 三 当該訴訟の承継があったとき。
- 四 当該訴訟が終了したとき。

(訴訟の経過等の報告)

第十六条 知事は、当該訴訟の経過及び結果について借受者に報告を求めることができる。

(知事に対する申出)

第十七条 条例第三十四条第一項の規定により知事に対して申出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。

- 一 申出人の氏名又は名称及び住所
- 二 求める措置の内容
- 三 申出の趣旨
- 四 その他参考となる事項

(身分を示す証明書)

第十八条 条例第三十五条第二項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(別記第七号様式)とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年六月一日から施行する。

(千葉県消費者保護条例施行規則の廃止)

2 千葉県消費者保護条例施行規則(昭和五十年千葉県規則第六十六号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に前項の規定による廃止前の千葉県消費者保護条例施行規則の規定によりなされた申請、届出その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成二十一年十一月二十七日規則第九十一号）

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

附 則（平成二十五年二月五日規則第十号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

別表（第二条）

一 条例第二十条第一項第一号の規定に該当する不当な取引行為

イ 商品又は役務の販売に際し、消費者の拒絶の意思表示にもかかわらず、消費者を訪問することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

ロ 商品又は役務の販売に際し、消費者の拒絶の意思表示にもかかわらず、又は消費者にその意思表示の機会を明示的に与えることなく、消費者に対し電話機、ファクシミリ装置その他の通信機器又は情報処理の用に供する機器を利用して一方的に広告等を行うことにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

二 条例第二十条第一項第二号の規定に該当する不当な取引行為

イ 商品又は役務の販売に際し、消費者の知識、経験、財産、収入及び家族構成の状況に照らして不相当と認められる契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

ロ 商品又は役務の販売に際し、年齢その他の要因による消費者の判断力の不足に乗じることにより、契約を締結させること。

三 条例第二十条第一項第三号の規定に該当する不当な取引行為

イ 商品若しくは役務の販売の意図を明らかにせず、若しくは商品若しくは役務の販売以外のことを主要な目的であるかのように告げて、又はそのような広告等で消費者を誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

ロ 商品又は役務に関し、その品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組みその他の取引に関する重要な情報であって、事業者が保有し、又は保有し得るものを提供しないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

ハ 商品又は役務の販売に際し、消費者が契約を締結するかどうかを判断する上で重要な事項について事実と異なること若しくは誤信させるような事実を告げて、又は将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

ニ 商品又は役務の品質、内容又は取引条件が実際のものよりも著しく優良であり、又は有利であると誤信させるような表現を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

ホ 商品又は役務の購入、利用又は設置が法令等により義務付けられているかのように説明して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

ヘ 自らを官公署、公共的団体若しくは著名な法人等の職員と誤信させ、又は官公署、公共的団体若しくは著名な法人若しくは個人の許可、認可、後援その他の関与を得ていると誤信させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

ト 商品又は役務の販売に際し、事業者の氏名若しくは名称又は住所を明らかにせず、又は偽って、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

四 条例第二十条第一項第四号の規定に該当する不当な取引行為

イ 路上その他の場所において消費者を呼び止め、消費者の意に反して、執ように説得し、又は消費者を威迫して困惑させ、その場で、又は営業所その他の場所へ誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

ロ 消費者の年齢、収入その他の契約を締結する上で重要な事項について、事実と異なる内容の契約書等を作成して、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

ハ 消費者の意に反して、早朝若しくは深夜に、又は消費者が正常な判断をすることが困難な状態のときに、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

ニ 商品又は役務の購入資金について、消費者からの要請がないにもかかわらず、貸金業者等からの借入れその他の信用の供与を受けることを勧めて、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

ホ イから二までに掲げるもののほか、消費者を威迫して困惑させ、又は迷惑を覚えさせるよう

な方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

ハ 消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、消費者の住居等において商品又は役務の提供を一方的に行って、消費者を心理的に不安な状態若しくは正常な判断ができない状態に陥らせ、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

ト 消費者を訪問し、消費者が拒絶の意思を表示することを妨げるような方法で契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

チ 商品又は役務を販売する目的で、親切行為その他の無償又は著しい廉価の役務又は商品の提供を行い、これにより生じた消費者の心理的な負担に乗じることにより、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

リ 消費者の不幸を予言し、消費者の健康又は老後の不安その他の生活上の不安をことさらにあおる等消費者を心理的に不安な状態に陥らせる言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

ヌ 商品又は役務の販売に際し、当該消費者に関する情報又は当該消費者が従前にかかわった取引に関する情報を利用して、消費者を心理的に不安な状態に陥らせ、過去の不利益が回復できるかのように告げ、又は現在被っている不利益が拡大すること若しくは新たな不利益を被ることを防止できるかのように告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

ル 主たる販売目的以外の商品又は役務を意図的に無償又は著しい廉価で提供すること等により、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、主たる販売目的の商品又は役務について契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

五 条例第二十条第一項第五号の規定に該当する不当な取引行為

イ 法律の規定が適用される場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する条項であって、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害するものを設けた契約を締結させること。

ロ 契約に係る損害賠償額の予定、違約金又は契約の解除に伴う清算金の定めにおいて、消費者に不当に高額又は高率な負担を求める条項を設けた契約を締結させること。

ハ 消費者の契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張をすることができる権利を制限する条項であって、消費者に不当な不利益をもたらすこととなるものを設けた契約を締結させること。

ニ 債務の不履行、債務の履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物の瑕（か）疵（し）により生じた事業者の損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は事業者の当該瑕（か）疵（し）を修補する責任を一方的に免除させる条項を設けた契約を締結させること。

ホ 当該契約に関する訴訟について、消費者に不当に不利な裁判管轄を定める条項を設けた契約を締結させること。

ヘ クレジットカード、会員証、パスワード等、商品を購入し、又は役務の提供を受ける際の資格を証するものが第三者によって不正に使用された場合に、消費者に不当に責任を負担させる条項を設けた契約を締結させること。

ト 消費者が購入の意思を表示した主たる商品又は役務と異なるものを記載することにより、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約書等を作成し、契約を締結させること。

チ 消費者に対し名義の貸与を求め、これを使用して、その意に反する債務を負担させる内容の契約を締結させること。

リ 消費者にとって不当に過大な量の商品若しくは役務又は不当に長期にわたって供給される商品若しくは役務の購入を内容とする契約を締結させること。

ヌ 商品又は役務の販売に際し、消費者の返済能力を超えることが明白である信用の供与を伴った契約を締結させること。

六 条例第二十条第一項第六号の規定に該当する不当な取引行為

イ 消費者、その保証人等法律上支払義務のある者（以下「消費者等」という。）を欺き、威迫して困惑させ、又は正当な理由なく早朝若しくは深夜に電話をし、若しくは訪問する等の不当な手段を用いて、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。

ロ 消費者等を欺き、威迫して困惑させ、又は迷惑を覚えさせるような方法で、預金の払戻し、借入れを受けること等により消費者等に金銭を調達させ、債務の履行を迫り、又は債務の履行

をさせること。

八 消費者等に不利益となる情報を、正当な理由がないにもかかわらず、信用情報機関若しくは消費者等の関係人に通知し、又はインターネット等を用いて流布する旨の言動等を用い、心理的圧迫を与えて、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。

二 契約の成立又はその内容について消費者等が争っているにもかかわらず、契約の成立又はその内容を一方的に主張して、強引に債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。

ホ 消費者の関係人で法律上支払義務のないものに、契約に基づく債務の履行への協力を執ように要求し、又は協力をさせること。

ヘ 事業者の氏名若しくは名称又は住所を明らかにせず、又は偽って、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。

七 条例第二十条第一項第七号の規定に該当する不当な取引行為

イ 契約に基づく債務について、その履行期限が到来しているにもかかわらず、完全な履行をせず、消費者からの履行の請求に対し適切な対応をせず、債務の履行を不当に拒否し、又はいたずらに遅延させること。

ロ 継続的に商品又は役務を供給する契約を締結した場合において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、又は消費者への事前の通知をすることなく債務の履行を中止すること。

八 条例第二十条第一項第八号の規定に該当する不当な取引行為

イ 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際し、これを拒否し、若しくは黙殺し、威迫して困惑させ、又は術策、甘言等を用いて、当該権利の行使を妨げて、契約の成立又は存続を強要すること。

ロ 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際し、口頭による行使を認めておきながら、後に書面によらないことを理由として、又は当該行使を妨げる目的で消費者の自発的な意思によることなく商品の使用若しくは役務の利用をさせて、契約の成立又は存続を強要すること。

ハ 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際し、手数料、送料、役務の対価等の支払を要求をして、当該権利の行使を妨げて、契約の成立又は存続を強要すること。

二 継続的に商品又は役務を供給する契約を締結した場合において、消費者の正当な根拠に基づく解約の申出に対して、これを不当に拒否し、解約に伴う不当な違約金、損害賠償金等を要求し、又は威迫して困惑させる等して、契約の存続を強要すること。

ホ イから二までに掲げるもののほか、消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張に際し、これらを不当に拒否し、不当な違約金、損害賠償金等を要求し、又は威迫して困惑させる等して、契約の成立又は存続を強要すること。

ヘ 消費者のクーリング・オフの権利の行使その他契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらの事由によって生じた返還義務、原状回復義務、損害賠償義務等の履行を不当に拒否し、又はいたずらに遅延させること。

九 条例第二十条第一項第九号の規定に該当する不当な取引行為

イ 立替払、債務の保証その他の信用の供与に係る債権及び債務について、重要な情報を提供せず、又は誤信させるような表現を用いて、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせること。

ロ その信用の供与が消費者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせること。

ハ 販売業者等（商品若しくは役務を販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者をいう。以下同じ。）の行為が第一号から第五号までに規定する不当な取引行為のいずれかに該当することを知りながら、又は与信契約等に係る加盟店契約に基づく関係その他の提携関係にある販売業者等を適切に管理していれば、そのことを知ることができたにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせること。

二 与信契約等において、販売業者等に対して生じている事由をもって消費者が法令の規定又は当該与信契約等に基づき支払を拒絶できる場合であるにもかかわらず、正当な理由なく電話をし、又は訪問する等の不当な手段を用いて、消費者若しくはその関係人に債務の履行を迫り、

又は債務の履行をさせること。

備考 この表において「クーリング・オフの権利」とは、次に掲げる権利をいう。

- 一 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十五条の三の十第一項及び第三十五条の三の十一第一項から第三項までに規定する契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利
- 二 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第九条第一項、第二十四条第一項、第四十条第一項、第四十八条第一項及び第二項並びに第五十八条第一項に規定する契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利
- 三 前各号に掲げるもののほか、法令の規定又は契約により認められた権利であつて前各号に掲げる権利に類するもの

一部改正〔平成二一年規則九一号〕

別 記

第一号様式

（第五条第一項）

第二号様式

（第五条第二項）

第三号様式

（第八条）

第四号様式

（第八条）

第五号様式

（第十一条第一項）

第六号様式

（第十三条第一項）

第七号様式

（第十八条）